

標準保険料率等に関する激変緩和への対応等に係る主な意見

※ 県の考え方に対して意見がなかった団体数は、27であった。

1 激変緩和への対応について

(1) パターンの設定について

○ 前回までの県の考え方

一定割合は、県平均の伸び率+1年当たりの割合 α とし、「1年当たりの割合 α 」は、0.5~2%の範囲内で検討する。

○ 市町村からの主な意見

- ・ Aパターン ($\alpha = 2\%$) が適当。
- ・ Bパターン ($\alpha = 1\%$) が適当。

(2) 下限値の設定について

○ 前回までの県の考え方

下限値は、設定しないこととする。

○ 市町村からの主な意見

- ・ 国から提示された下限を設定し、一定割合を低く抑えてもらいたい。
- ・ 市町村間の保険料負担の増減率格差が少なくなるようにしてもらいたい ($\alpha = 0.5\%$ 、下限ありパターン)。

(3) 余剰額の配分方法について

○ 前回までの県の考え方

被保険者の前期高齢者数の割合に応じて配分していく。

○ 市町村からの主な意見

- ・ 前期高齢者数に応じた按分が適当と考える。
- ・ 余剰額の配分方法は、県繰入金（1号分）の本来の配分方法が適当と考える。
- ・ 激変緩和前後で各市町村の標準保険料の順位が逆転する現象が発生しており、逆転減少が生じないようにしてもらいたい。

(4) 激変緩和措置の対象期間について

○ 前回までの県の考え方

激変緩和措置を講じる期間は、「一定割合の設定」と合わせて検討する。

○ 市町村からの主な意見

- ・ 激変緩和は、期間を限定して行うべきである。
- ・ 激変緩和の期間を、可能な限り長く設定してもらいたい。

2 その他

(1) 保険料の統一化

- ・保険料の平準化を目指し、県内統一保険料を目指してもらいたい。

(2) 資料の提供

- ・仮係数の算定結果を市町村に通知する際に、県内市町村の一覧データを提供してもらいたい。

(3) 事務の共同化等

- ・県分の保険者努力支援制度の活用や事務の効率化のため、事務の共同化や県が実施する事業などを具体的に検討する必要があるのではないか。